

様式第1号（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第2回坂戸市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和3年11月8日（月） 午後2時00分 開会 午後3時30分 閉会
開 催 場 所	坂戸市役所 303・304会議室
議長（委員長・ 会長）	竹下 玲
出席者（委員）	岡田 真彦、綿貫 勝、町田 満、島田 隆、渡邊 久美子、 竹下 玲、本間 絹江、榛原 美枝子、小川 君子、島 和男 計10名
欠席者（委員）	酒井 誠、西村 早苗、安川 光、奥山 由希子 計4名
事務局職員	福祉部長 市原 真一 福祉部次長兼子育て支援課長 柴崎 慎二 同支援係係長 橋本 拓也 保育課長 井上 晋、同課長補佐 磯崎 剛 同保育係係長 榊田 英幸、同主任 紫藤 豊
その他の出席者	坂戸市社会福祉協議会事務局長 太田 正一
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 事 （1）公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎 整備における方針とこれまでの経過について （2）公私連携保育法人について ①坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とすることの適 否について ②その他 4 閉 会

配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none">○次第○委員名簿○資料 1<ul style="list-style-type: none">・議題 1 及び 2 に関する概要説明資料○資料 2<ul style="list-style-type: none">・公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針について○資料 3<ul style="list-style-type: none">・公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針について○資料 4<ul style="list-style-type: none">・坂戸保育園の運営及び整備方針に関する要望書○資料 5<ul style="list-style-type: none">・公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針に関わる公私連携保育法人の受諾の意向確認について（回答）○基本協定書（案）○公私連携保育法人 評価シート○冊子（坂戸市社会福祉協議会より）<ul style="list-style-type: none">・あなたが街の主人公・坂戸市社会福祉協議会について・令和 2 年度の事業報告及び収支決算書・つくつく便第 5 号
---------	---

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
進行（事務局）	1 開会 傍聴者1名（休憩・傍聴者の入場）
市長及び会長	2 挨拶（石川市長・竹下会長） 石川市長の挨拶後、竹下会長へ諮問書が渡された。
進行（会長）	3 議事 （1）公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備における方針とこれまでの経過について
事務局	※資料1に基づき説明
委員	【意見等】 坂戸市社会福祉協議会であれば保育士を派遣できるとのことであるが、現在も派遣はしているのか。今回そのようになるのか、現在もそうしているのか教えてもらいたい。
事務局	坂戸保育園の園舎整備や今後の運営方針を検討した結果、公私連携型保育所制度を活用する方法を検討したものである。法律や条例に基づき、市から職員を派遣できるのは坂戸市社会福祉協議会のみであり、保護者からもそのような要望があったことから、現在は派遣を行っていないが、今後そのような方法で運営していきたいと考えている。
進行（会長）	（2）公私連携保育法人について （休憩・審議中のみ傍聴者の一時退場） ①坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とすることの適否について
社会福祉協議会	配布資料に基づきプレゼンテーション
事務局	補足説明

委員	<p>【意見等】</p> <p>新しく保育園運営を行うのは大変だと思うが、営利を目的としないで子どもたちのために頑張ってもらえるのであれば良いと思う。</p> <p>その中でひとつだけ保育士のレベルアップが一番考えてほしい。子どもが初めてあう先生は保育士であるため、子どもに与える影響はとても大きい。保育士の育成を大切にして、子どもに与えるいろいろなことをたくさん勉強してほしい。</p>
委員	<p>職員体制として、社協に派遣された園長にも他の公立保育園の園長と同等に、同じ立場で話し合う機会を設けてもらいたい。また、保育士の研修や勉強会も公立保育園と同様の場を設けてもらいたい。</p>
事務局	<p>事業者が決まった後、協定書を結ぶこととなるが、保育士の配置については、子どもの保育環境を変えないように検討していく。</p> <p>また事業者が坂戸市社会福祉協議会となり、保育士が市から派遣することとなった場合には、園長には公立保育園の園長会議や、民間保育園の園長会議の両方に出席してもらおうと考えている。</p> <p>特にコロナ感染症やDV、虐待など様々な問題があるが、それらを含めて、質の高い保育ができるよう連携していきたい。</p> <p>研修については、公立保育園の場合、正規職員は埼玉県社会福祉協議会で研修を受けているが、パート職員は受けることができない。もし坂戸市社会福祉協議会になれば、全体的に研修を受けることができるように働きかけていきたい。</p>
委員	<p>給食について、食べることはとても大切なことであり、アレルギー対策等公立保育園と同様に、安全な給食を提供してもらいたい。</p>
事務局	<p>給食についても、今までと同様に自園調理、アレルギー対策等行っていききたい。</p>
委員	<p>保育士の配置は担任のうちどの程度正規職員となるのか。また現在のパート職員は社協での採用となるのか。</p>
事務局	<p>保護者は保育環境を変えないことを第一に考えている。できるだけ保育環</p>

<p>委員</p>	<p>境が変わらないように、現在の園長ともよく検討していく。正規職員で足りない部分については、現在会計年度職員として採用している方々によく説明していき、社協でも積極的に採用できるよう働きかけていきたい。</p> <p>子どもにとって支える側が変わらない環境を作るのはとても大切なことで素晴らしいと思う。</p> <p>社協の組織の中での責任の所在はどうなるのか。</p>
<p>社会福祉協議会 委員</p>	<p>現場の保育士が働きやすいように組織や環境の整備に努めていく。</p> <p>保育の現場は非常に大変な現場であり、園長を孤立させないようにしてほしい。特に坂戸市社協は子育て分野の経験がないが、現場の大変さを理解したうえで、事務側と共有していってもらいたい。子どもにとって、保育士が変わらないことはいいことだが、保育士にとっては働く環境は変わるので、現場と一緒に子どもについて考えていってもらいたい。</p>
<p>社会福祉協議会 委員</p>	<p>他の社協の事例等を研究し、事務側からも協力しながら、働く側の働く環境が変わらないように、市とも協議して進めていきたい。</p> <p>保護者会の意見はとても重要なものであることから、保育士を採用する場合に、社協の考えと市の考えを共有してもらいたい。</p> <p>保育士の採用は、期限付きの採用等はあるのか。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>研修も含めて今までと変わる事の無いように、働く環境を整備していきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在会計年度任用職員は1年ごとの採用となっている。社協での採用となった場合は、そういった期限等はなく、ずっと坂戸保育園での勤務となると考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>建物は造れば終わりだが、中身の保育士のことの対応をしっかり考えてほしい。</p>

事務局	社協は保育の経験はないが、公私連携において、社協で気づかない点は市が積極的に指導や情報共有をしていきたい。保育園はDVや虐待など様々な子どもがいるため、慎重に進めていきたい。
委員	<p>大変な船出となると思うが、今まで保育園でやってきたことと、社協が違う分野でやってきたことから、新しい気づきもあるかもしれない。</p> <p>子どもや保育士の教育は非常に大変だと思うが、これがいい方向に向かうことを期待している。</p>
委員	(評価シートの記入)
事務局	(評価シートの回収・集計)
進行 (会長)	(審議後傍聴者の再入場、再入場者なし)
進行 (会長)	<p>【審議結果】</p> <p>坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とするものの適否について 適 9 : 否 1</p> <p>出席委員のうち適が過半数であるため、坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とすることを適とすることを決定</p>
事務局	<p>②その他</p> <p>※資料2裏面にに基づき説明 →意見等なし</p>
事務局	6 閉会

(1) 公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備における方針とこれまでの経過について

1 坂戸保育園の現状と整備方針について（資料 2・3）

坂戸保育園は毎年のように定員いっぱいまで園児を受け入れています。園舎は築後 48 年が経過し、経年劣化による不具合が各所に見受けられ、園舎の建て替えが必要となっております。

園舎の整備については、「公私連携型保育所」の手法をとることで、すべて自主財源となる市が整備する場合と比べ、私立保育園と同じように国の補助金制度を活用することができます。

2 公私連携型保育所の概要について（資料 2 裏面）

公私連携型保育所とは、児童福祉法第 56 条の 8 に規定された制度であり、市と事業者が締結する協定により、事業者が実施する保育内容に対して市や保護者の意見を反映させることが可能となります。

また、市が保有している土地・建物などを無償又は廉価で貸付け・譲渡が可能であることが事業者にとってのメリットとなり得ます。

連携する事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO 法人等、多様な法人からの選定が可能となります。

3 これまでの経過について

期 日	対象者等	内 容
7 月 6 日	保護者会役員	保護者会役員会（資料 2）
7 月 21 日	児童福祉審議会委員	公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針について（報告）（資料 2）
7 月 26 日～31 日	保護者	保護者説明会 計 7 回 出席世帯数 54 世帯（全 87 世帯）（資料 2・3）
7 月 30 日 8 月 16 日	保育園職員	正規職員及び会計年度職員に対する説明会 計 3 回
8 月 10 日	保護者	全保護者へ意見・要望に対する回答書を送付
8 月 18 日	保護者会長	保護者会より要望書の提出 （事業者として社会福祉協議会を要望）（資料 4）
8 月 20 日	社会福祉協議会	公私連携保育所の公私連携保育法人の意向確認の依頼
10 月 8 日	社会福祉協議会	公私連携保育所の公私連携保育法人の意向確認の回答 （資料 5）

4 「坂戸保育園の運営及び整備方針に関する要望書」について（資料4）

8月18日に、保護者会から「坂戸保育園の運営及び整備方針に関する要望書」が市長へ提出されました。要望書の内容につきましては、公私連携保育法人については、子どもの環境の変化を極力少なくすることが保護者の最も重要視している事項であるため、現在の保育士を派遣できる坂戸市社会福祉協議会とし、仮園舎は旧溝端保育園を使用することなど9項目について要望がありました。

5 「公私連携型保育制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針に関わる公私連携保育法人の受託の意向確認について」（回答）について（資料5）

市が保護者会からの要望を受け、その旨を坂戸市社会福祉協議会へ意向の確認を行ったところ、坂戸市に対し、園舎整備費用の「財務上の支援」及び保育園の管理運営業務を担当する職員と坂戸保育園に勤務する保育士を派遣する「人員的支援」を条件とした上での受託の回答でした。

6 園舎及び仮園舎について

園舎は、現状の坂戸保育園と同じ平屋建ての木造園舎とする予定で、工事は令和5年4月に着工し、完成は令和6年2月頃を目指しております。

木のぬくもりを感じられる園舎で、より一層元気に健やかに成長できる環境づくりに努めていきます。また、園舎の建替えに伴って駐車場を広くし、送り迎えのしやすい環境を整えていきます。

なお、建替え期間中の仮園舎につきましては、保護者の要望により旧溝端保育園を利用とする計画です。

（2）公私連携保育法人について

公私連携保育法人の指定については、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すると認められる法人を市が指定をすることができます。

法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続き上で選定することとなっております。

本市としましては、公私連携保育法人の指定については、保護者からの要望を最大限に反映できる坂戸市社会福祉協議会と考えており、次の事項について審議をお願いします。

- ①坂戸市社会福祉協議会を公私連携保育法人とすることの適否について
- ②その他

公私連携型保育所制度を活用した坂戸保育園の運営及び園舎整備方針について

1 坂戸保育園の現状と整備の必要性について

坂戸保育園は、昭和47年12月に建築し、平成5年には第2園庭を取得するなど、良好な保育環境の確保に努めてまいりました。定員は120名であり、毎年のように定員いっぱいまで園児を受け入れております。

現在も園舎は安全に使用できていますが、築後48年が経過していることから給排水設備をはじめ、経年劣化による不具合が各所に見られている状況であり、修繕を繰り返すことにより使用はできていますが、園舎の建て替えが必要となっております。

2 今後の整備方針について

園舎の建替えにあたっては多額の費用を伴いますが、市単独で整備した場合、現行では国や県の補助制度が無いため、すべて自主財源による対応となり、本市の財政状況を踏まえると財源の確保が困難となるものであります。

一方、私立保育園として整備した場合、国の補助金制度を活用することができることから、国2/3、市1/12、事業者1/4の負担で整備できるものとなり、財政面では最も適当な手法となります。

これまでの保育内容を継続させることも考慮し「公私連携型保育所」の手法をとることにより、市の影響下における園舎の整備・運営を行うことを目指します。

3 公私連携型保育所の概要

公私連携型保育所とは、児童福祉法第56条の8に規定された制度であり、市と事業者が締結する協定により、事業者が実施する保育内容に対して市や保護者の意見を反映させることが可能となります。一方、市が保有している土地・建物などを無償又は廉価で貸付け・譲渡が可能であることが事業者にとってのメリットとなり得ます。連携する事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等、多様な法人からの選定が可能となります。

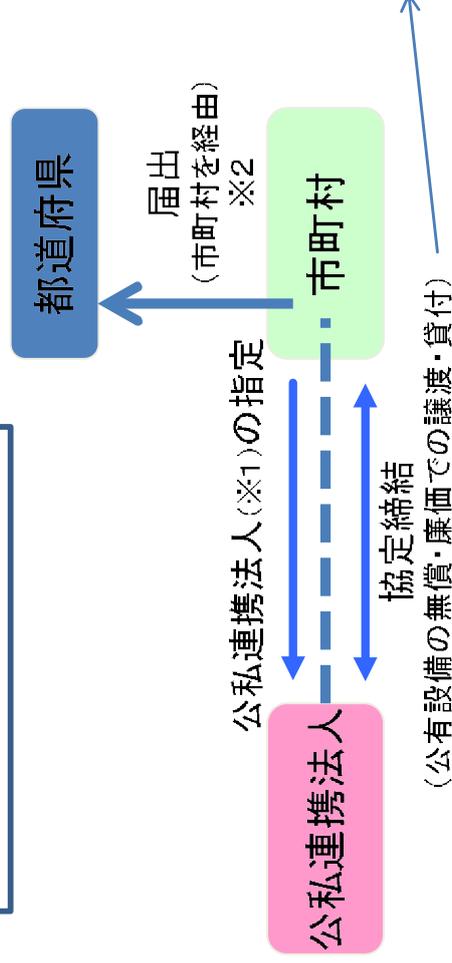
4 今後のスケジュール

令和3年	7月～8月	坂戸保育園保護者会役員、保護者に対する説明・意見交換
	9月	公私連携型保育所運営事業者選定委員会の設置
	12月	事業者の決定、事業者による準備開始
令和4年	9月	保育所の設置及び管理に関する条例の改正
	12月	公私連携型保育所設置に関する県への届出
令和5年	4月	公私連携型保育所の開所、園舎建替え着手
令和6年	2月	新園舎完成

基本的な考え方について

- 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。
- そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。
- このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したものである。

公私連携施設のスキーム



※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といたった多様な法人から選定が可能(ただし、公私連携幼児保育型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定。)

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

<協定締結事項>

- ① 協定の目的となる公私連携幼児保育型認定こども園(公私連携型保育所)の名称及び所在地
- ② 公私連携幼児保育型認定こども園(公私連携型保育所)における教育・保育・子育て支援事業(保育・子育て支援事業)に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼児保育型認定こども園(公私連携型保育所)の設置及び運営に関し必要な事項